平成２０年（フ）第１１０号
秋田県山本郡三種町上岩川字小新沢61番地
破産者　工藤　正吉
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第２２１号
新潟市中央区関屋田町１丁目95番地
破産者　柏　　政光
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２１９号
山梨県山梨市上岩下642番地の５
破産者　田口　明仁
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２０号
山梨県山梨市上岩下642番地の５
破産者　田口由美子
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５１９号
岐阜県可児市下恵土2354番地１　グリーンパーク柿添102号、開始決定時の住所愛知県犬山市大字犬山字西古券122番地
破産者　保浦　啓子
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第６１８号
愛知県江南市松竹町上野206番地82　マーメイドタウン江南Ｅ―14、開始決定時の住所愛知県一宮市緑２丁目８番24号
破産者　林　　元治
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１２３号
兵庫県たつの市龍野町島田728番地８
破産者　和田　瑛一
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第３２０３号
横浜市神奈川区桐畑８番地の３、開始決定時の住所横浜市神奈川区桐畑12番地の２
破産者　渡邊　　勉
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４５号
新潟県魚沼市米沢185番地１
破産者　佐藤喜一郎
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第７９７号
愛知県みよし市福谷町細田１番地３、開始決定時の住所愛知県西加茂郡三好町大字福谷字細田１番地３
破産者　花澤　　勇
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３４５号
愛知県豊川市東上町東京寺120番地７、開始決定時の住所愛知県豊川市西桜木町１丁目73番地
破産者　三宅都美子
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第６２１号
愛媛県東温市志津川267番地１　光一号マンション208号
破産者　河村　博人
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第８３号
山口県熊毛郡上関町大字室津1103番地の５
破産者　小濱　鉄也
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１１８号
山口県岩国市楠町３丁目４番20号
破産者　村川　文夫
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１７３号
山口県熊毛郡田布施町大字麻郷3566番地28
破産者　篠原　隆之
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第４６号
熊本県人吉市中林町1584番地　蔀住宅１階１号室
破産者　大塚　　徹
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第２７４号
兵庫県宝塚市月見山１丁目３番24―201号
破産者　高見　　篤
1　破産債権の届出期間　平成22年11月15日まで
2　一般調査期日　平成23年１月27日午前10時５分
平成22年10月15日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５６７６号
大阪府門真市栄町27番９号
破産者　櫛間　　浩
1　破産債権の届出期間　平成22年11月19日まで
2　一般調査期日　平成22年12月20日午後３時30分
平成22年10月15日
大阪地方裁判所第６民事部